

岡山大学自然生命科学研究支援センター光・放射線情報解析部門  
鹿田施設放射線障害予防規程

〔平成16年4月1日  
岡大規程第85号〕

改正 平成18年5月11日規程第57号  
平成22年9月29日規程第79号  
平成23年3月31日規程第60号  
平成23年4月28日規程第76号  
平成26年3月31日規程第39号

(目的)

第1条 この規程は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）第21条第1項の規定に基づき、岡山大学自然生命科学研究支援センター光・放射線情報解析部門鹿田施設（以下「鹿田施設」という。）における放射性同位元素及び放射線発生装置（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱いを規制し、これによる放射線障害を防止し、もって鹿田施設内外の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- 一 放射線業務従事者 放射性同位元素、放射性同位元素装備機器及び放射線発生装置の取扱い、管理又はこれらに付随する業務（以下「取扱等業務」という。）に従事する者で、第10条の許可を受けた者
- 二 所属部局長 放射線業務従事者の所属する部局の長
- 三 健康管理主任者 放射線業務従事者及び一時立入者の健康診断その他必要な保健指導を行わせるため学長が命ずる者
- 四 一時立入者 見学等で管理区域に一時的に立ち入る者で、岡山大学自然生命科学研究支援センター光・放射線情報解析部門鹿田施設長（以下「施設長」という。）の許可を受けた者

(組織)

第3条 鹿田施設における放射性同位元素等の取扱い及びその安全管理に従事する者の組織は、別表第1のとおりとする。

(施設長)

第4条 施設長は、鹿田施設における放射線障害の防止に関して総括する。

- 2 施設長は、放射線障害の防止に関し、放射線取扱主任者（以下「取扱主任者」という。）の意見を尊重しなければならない。
- 3 施設長は、鹿田施設における放射線障害の防止に努めるほか、所属職員等の放射線障害の防止に努めなければならない。

(放射線障害防止委員会)

第5条 鹿田施設における放射線障害の防止に関し、必要な事項を審議するため、鹿田施設に岡山大学自然生命科学研究支援センター光・放射線情報解析部門鹿田施設放射線障害防止委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の組織、運営等については、別に定める。

(放射線取扱主任者)

第6条 鹿田施設に取扱主任者を置く。

2 取扱主任者は、鹿田施設における放射線障害の発生の防止に関し、次の各号に掲げる事項について指導監督を行うほか、施設長への意見の具申を行う。

- 一 予防規程等の制定及び改廃に関すること。
- 二 施設の改廃に係る計画作成に関すること。
- 三 法令に基づく申請、届出、報告書等の作成及び審査に関すること。
- 四 鹿田施設における立入検査等の立会いに関すること。
- 五 事故等の原因調査に関すること。
- 六 施設、設備、使用状況等の調査及び点検に関すること。
- 七 帳簿、書類等の保管及び監査に関すること。
- 八 利用者への指示に関すること。
- 九 その他放射線障害の防止のために必要な事項に関すること。

3 施設長が必要があると認めるときは、取扱主任者を補佐させ、取扱主任者が出張、疾病その他の事故により、その職務を行うことができないとき、その期間中その職務を代行させるため、放射線取扱副主任者（以下「取扱副主任者」という。）を置くことができる。

4 取扱主任者及び取扱副主任者が出張、疾病その他の事故により、その職務を行うことができないとき、その期間中その職務を代行させるため、取扱主任者の代理者を置く。

5 取扱主任者、取扱副主任者及び取扱主任者の代理者は、取扱主任者となる資格を有する者のうちから施設長の推薦により学長が命ずる。

6 学長は、取扱主任者及び取扱副主任者に対して、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間ごとに登録定期講習機関が行う定期講習を受けさせなければならない。

- 一 取扱主任者又は取扱副主任者であって、取扱主任者又は取扱副主任者に選任された後、定期講習を受けていない者（取扱主任者又は取扱副主任者に選任される前1年以内に定期講習を受けた者を除く。） 取扱主任者又は取扱副主任者に選任された日から1年以内
- 二 取扱主任者又は取扱副主任者（前号に掲げる者を除く。） 前回の定期講習を受けた日から3年以内  
（安全管理責任者）

第7条 鹿田施設の放射線管理業務を行うため、安全管理責任者を置くことができる。

2 安全管理責任者は放射性同位元素等の安全な取扱いについての十分な知識及び経験を有する者のうちから施設長が命ずる。

3 安全管理責任者は、取扱主任者の指導監督を受け、放射線業務従事者及び一時立入者に対し、放射線障害の防止に関する必要な指導助言を行うとともに、鹿田施設における放射性同位元素等の安全管理に関し、必要な業務を行う。

（管理室）

第8条 鹿田施設に定常的な放射線管理業務を行うため、放射線安全管理室（以下「管理室」という。）を置く。

2 管理室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 管理区域に立ち入る者の放射線被ばく及び放射性同位元素等の安全管理
- 二 鹿田施設及び管理区域に係る放射線の量及び汚染の状況の測定
- 三 放射線測定器の保守管理
- 四 放射性同位元素等の受入れ、払出し、使用、保管、運搬及び廃棄に関する管理
- 五 放射線作業の安全に係る技術的事項に関する業務
- 六 放射性廃棄物の保管及びその処理に関する業務

- 七 前各号に関する記帳及び記録並びにその保管
- 八 放射線業務従事者に対する教育の補佐
- 九 その他放射線障害の防止のために必要な技術的事項  
(登録)

第9条 鹿田施設において取扱等業務に従事しようとする者は、所属部局長に登録の申請をし、登録されなければならない。

- 2 前項の申請をした者は、第26条に定める健康診断を受けなければならない。
- 3 所属部局長は、前項の健康診断を受け、健康管理主任者が取扱等業務に従事することを可とした者を登録する
- 4 登録は、第1項において登録される者が当該部局に在籍している間有効とする。
- 5 所属部局長は、登録した者の氏名等を施設長に通知するものとする。
- 6 所属部局長は、登録した者に異動があった場合は、施設長に通知するものとする。

(許可)

第10条 前条の登録を受けた者が鹿田施設を利用しようとする場合は、研究課題又は教育課程ごとに次条に定める使用責任者を定め、許可の申請をし、許可を受けなければならない。

- 2 施設長は、第25条に定める必要な教育及び訓練を受け、かつ、取扱主任者が放射線業務従事者として認定した者について、取扱等業務に従事することを許可する。
- 3 許可の有効期間は、許可した年度内とする。
- 4 外部機関に所属する者が鹿田施設において取扱等業務に従事しようとする場合は、前条の登録及び前3項の規定を準用する。

(使用責任者)

第11条 使用責任者は、岡山大学の職員で放射性同位元素等の安全な取扱いについての知識及び技術に習熟し、鹿田施設の利用資格を有するものでなければならない。

- 2 使用責任者は、取扱主任者、取扱副主任者、取扱主任者の代理者及び安全管理責任者(以下「取扱主任者等」という。)と協力して、次に掲げる業務を行う。
  - 一 実験計画に際し、安全を十分考慮した使用核種、数量及び使用方法並びに廃棄方法の決定
  - 二 放射線業務従事者が実験操作を習熟する間の実験の立会い及び指導
  - 三 放射線業務従事者への適切な分別廃棄の指導
  - 四 実験終了時における施設長への利用終了報告書の提出

(維持及び管理)

第12条 施設長は、鹿田施設の適正な維持及び管理を図るため、点検担当者を定め、年1回以上定期的に自主点検を行わなければならない。

- 2 前項の自主点検に関する事項は、別表第2に定めるところにより実施するものとする。
- 3 施設長は、自主点検の結果、異常が発見された場合、必要に応じて鹿田施設の一部又は全部の使用を停止し、法令に定める基準に適合するよう必要な措置を講じなければならない。

(管理区域)

第13条 施設長は、放射線障害の発生するおそれのある場所を管理区域として指定しなければならない。

- 2 管理区域には、放射線業務従事者及び一時立入者以外は立ち入ることができない。
- 3 施設長は、放射線発生装置の運転を工事、改造、修理又は点検等のために7日以上期間にわたり停止する場合、当該管理区域の全部又は一部について、管理区域でないものとするができる。
- 4 前項の規定により管理区域でないものとみなされる区域においては、次の各号に掲げ

る措置をとらなければならない。

- 一 標識の近く及び出入口付近に、放射線発生装置の運転を停止している旨その他必要な事項を掲示すること。
- 二 当該区域に人が立ち入るときは、所定の記録を行うこと。
- 三 前号の記録を5年間保存すること。

5 第3項の規定を適用し管理区域でないものとするに当たっては、施設長は、測定者を指定し、放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定を行い、放射線障害が発生するおそれのないことを確認しなければならない。なお、測定の記録は5年間保存することとする。

(一般的遵守事項)

第14条 管理区域に立ち入る者は、取扱主任者等の指示に従うとともに、鹿田施設内の放射性同位元素等の取扱等業務に係る注意事項等の掲示及び次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 定められた出入口から出入りすること。
- 二 管理区域に立ち入るときは、所定の記録を確実にを行うこと。
- 三 専用の作業着、履物、その他必要な保護具等を着用するものとし、これらを着用してみだりに管理区域外へ出ないこと。
- 四 放射線測定器を第24条第1項第2号に定められた部位に着用すること。
- 五 管理区域内では、飲食、喫煙等放射性同位元素を体内に取り込むおそれのある行為をしないこと。
- 六 放射性同位元素を体内摂取したとき又はそのおそれがあるときは、直ちに取扱主任者に連絡し、その指示に従うこと。
- 七 退出するときは、人体、作業着等の汚染の検査を行い、汚染が検出された場合は、直ちに第19条第1項の規定により適切な措置を講ずること。

(放射性同位元素の使用)

第15条 放射性同位元素等を使用する者は、取扱主任者等の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、人体の受ける放射線の量をできる限り少なくするとともに、環境への放射性同位元素の放出の防止に努めなければならない。

- 一 経験の少ない者は、経験者とともに作業すること。
- 二 鹿田施設は、常に整理し、不必要な機器等を持ち込まないこと。
- 三 使用設備、機器等が正常な状態であることを確認すること。
- 四 放射線測定器は、較正されたものを用いること。
- 五 線量率の測定及び汚染の検査を行うこと。
- 六 使用記録等の所定の記録を確実にを行うこと。

(密封されていない放射性同位元素の使用)

第16条 放射線業務従事者が、密封されていない放射性同位元素の使用をする場合は、前条に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 密封されていない放射性同位元素（法令に定める下限数量以下の密封されていない放射性同位元素を含む。）の使用は、管理区域内の作業室において適切に行うこと。
- 二 放射性同位元素の使用は、指定された作業室において最善の注意のもとで行うこと。
- 三 放射性同位元素が口又は切傷等から体内に入らないように留意し、原則として防護用手袋等を使用すること。
- 四 放射性同位元素を使用するときは、関係者以外を近づかせないこと。
- 五 放射性同位元素の取扱いは、原則として複数で行うこと。また、経験の少ない放射線業務従事者は、取扱いに十分習熟するまでは使用責任者又は経験者とともに作業すること。

六 ガンマ線及び高エネルギーベータ線等を取り扱う時は、十分にしゃへいすることにより作業室内の常時立ち入る場所の実効線量が1週間につき1ミリシーベルトを超えないように努めること。

七 放射性同位元素による汚染及び汚染の拡大を防止するため、次の事項を守ること。

イ 作業台は、ビニールシート、幅広ポリろ紙等で被覆すること。

ロ 作業台は、常に整理整頓し、適宜適切な方法で清掃すること。

ハ 作業中は、適宜サーベイメータ等により汚染の有無を検査し、汚染が発見されたときは、直ちに除去、脱衣等必要な処置をとること。

ニ 放射性同位元素の取扱いには、安全ピペット、マイクロピペット、ピンセット、かんし等防護上必要な器具を用いること。

ホ 放射性同位元素を含む気体、粉塵等が飛散するおそれのある作業は、フード内で行うこと。また、排気中に濃度限度以上の放射性同位元素が含まれるおそれのあるときは、捕集する等の措置を講ずること。

ヘ 作業が終了したときは、作業台、床等の汚染の有無を検査し、汚染のないことを確認すること。

ト 汚染が発見された場合は、直ちに第18条の規定により適切な措置を講ずること。

八 放射性同位元素により汚染したものは、放射性廃棄物として適切に処理すること。

九 放射性同位元素及び放射性同位元素により汚染したもので、表面密度限度の10分の1を超えるものは、管理区域から持ち出さないこと。

十 陽電子断層撮影用放射性同位元素を投与された生物及びその排泄物については、体内の陽電子断層撮影用放射性同位元素の原子の数が減衰によって1個未満になれば管理区域から持ち出すことができること。

(密封された放射性同位元素の使用)

第17条 密封された放射性同位元素を使用する場合は、第15条に定めるもののほか次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 密封された放射性同位元素は、所定の場所で使用し、常にその所在を明確にすること。

二 開封若しくは破損、漏洩、浸透等により散逸するおそれのないことを常に確認するとともに、表面汚染の有無を定期的に検査すること。

三 管理区域内の常時立ち入る場所においては、実効線量が1週間につき1ミリシーベルトを超えないようにしゃへい壁その他のしゃへい物を設けること。

四 密封された放射性同位元素を移動させて使用したときは、使用後直ちに、漏えい等異常の有無を点検すること。

(放射線発生装置の使用)

第18条 放射線発生装置を使用する者は、取扱主任者の管理のもとに次に掲げる事項を遵守し、別に定める放射線発生装置取扱細則に従わなければならない。

一 インターロックが正常に作動することを確認するとともに、立入りを禁止している区域に人がいないことを確認すること。

二 使用中は自動表示装置により運転中であることを明示すること。

三 しゃへい壁その他しゃへい物により適切なしゃへいを行うこと。

四 放射線に被ばくする時間をできるだけ短くすること。

(汚染の除去)

第19条 人体の汚染が発見されたときは、除染剤等を用いて直ちに汚染を除去しなければならない。除去することが困難なときは、取扱主任者等に申し出て、その指示に従わなければならない。

2 作業台、床等に汚染のあることを発見したときは、汚染の拡大を防止する措置を講じ

た後、取扱主任者等に連絡し、その指示に従わなければならない。

- 3 作業器具機材等の汚染が発見されたときは、ふき取り、洗浄等の処置を施した後、スミア法等により汚染の有無を確認しなければならない。除去することが困難なときは、取扱主任者等に申し出て、その指示に従わなければならない。

(保管)

第20条 放射性同位元素を貯蔵する場合は、取扱主任者等の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 放射性同位元素は、すべて貯蔵室の所定の場所に貯蔵すること。
  - 二 貯蔵室には、その貯蔵能力を超えて放射性同位元素を貯蔵しないこと。
  - 三 放射性同位元素を貯蔵する場合は、吸収材、受皿等を使用して容器の転倒、破損、汚染の拡大等の防止に努めること。
  - 四 容器の表面には、核種、数量、年月日、氏名等を明記すること。
  - 五 放射性同位元素を貯蔵し又は持ち出すときは、所定の記録を行うこと。
  - 六 放射性同位元素の使用が終了したときは、速やかに貯蔵室に貯蔵すること。
- 2 施設長は、貯蔵に関し放射線障害の防止に必要な注意事項を貯蔵室付近の目につきやすい場所に、掲示しなければならない。

(運搬)

第21条 鹿田施設内において放射性同位元素を運搬しようとする場合は、取扱主任者等の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 他の危険物と混載しないこと。
  - 二 受皿に入れる等汚染の拡大防止措置を講ずること。
- 2 鹿田施設外において放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物を運搬しようとする場合は、取扱主任者等の指示に従うとともに、関係法令に定める基準に適合する措置を講じなければならない。
  - 3 前項に定める運搬を行った場合は、運搬記録簿等に必要事項を記入しなければならない。

(廃棄)

第22条 密封されていない放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物を廃棄する場合は次の各号に従って行わなければならない。

- 一 固体状の廃棄物を廃棄する場合は、廃棄業者に処理処分を委託する廃棄物は必要に応じて前処理（動物死体等は乾燥処理）した後、可燃物、難燃物、不燃物、非圧縮不燃物、動物、無機液体、燃焼型フィルタ、通常型フィルタ及びチャコールフィルタに分別し、廃棄業者の指定する廃棄物容器に収納または指定する方法に従って梱包する。廃棄容器に内容を明記し、かつ、容器ごとに分けて入れ、汚染の広がりを防止する措置をして、保管廃棄設備（1階）に保管廃棄すること。廃棄物容器に分別収納し集荷まで保管廃棄設備（1階）に保管廃棄する。
- 二 液体状の廃棄物を廃棄する場合は、廃棄業者に処理処分を委託する無機廃液の原液及び一次洗浄液を、指定のポリ瓶に入れ、外装の廃棄物容器に入れた後、保管廃棄設備（1階）に保管廃棄する。二次以降の洗浄液、除染水等の廃液は排水浄化槽に貯留し、放射性同位元素の濃度限度以下の排水として放流する。液体シンチレータ廃液等の有機廃液はそれぞれ指定の廃棄容器に入れ、有機廃液保管庫に保管廃棄する。焼却に係る放射性同位元素の濃度限度以下の液体シンチレータ廃液は専用の焼却炉で焼却する。液体シンチレータ廃液の安全取扱マニュアル及び焼却炉使用要項は別に定める。
- 三 気体状の廃棄物を廃棄する場合は、気体状の廃棄物は大量の空気によって希釈し、排気設備で浄化した後、放射性同位元素の濃度限度以下の排気として放出する。

四 前3号の規定にかかわらず、陽電子断層撮影用放射性同位元素又は陽電子断層撮影用放射性同位元素により汚染された廃棄物は、専用容器に収納し、他の物の混入を防止する措置を講じた上で、管理区域内の所定の場所で7日間以上保管した場合は、非放射性的の廃棄物として廃棄することができる。

2 密封された放射性同位元素を廃棄する場合は、管理室が線源を確認の上、廃棄業者に譲り渡さなければならない。

(測定)

第23条 施設長は、測定者を指名し、放射線障害が発生するおそれのある場所についての放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定を行わなければならない。

2 前項の測定は、取扱い開始前に1回及び取扱い開始後にあっては1月を超えない期間ごとに1回行わなければならない。ただし放射線発生装置における放射線の量の測定は、6月を超えない期間ごとに一回行うこととする。

3 前項に定めるもののほか、排水口又は排気口における濃度測定は、排水又は排気の都度、行うものとする。

4 施設長は、第1項及び前項の測定の結果を記録し、5年間保存しなければならない。

5 施設長は測定に用いる測定器、排気監視設備の校正又は確認校正(以下「校正等」という。)を定期的に行い、校正等の実施年月日、結果及びこれに伴う措置の内容並びに校正等を行った者の氏名を記録し、直近の定期確認までの間、保存しなければならない。

(被ばくの管理)

第24条 施設長は、鹿田施設の管理区域に立ち入る者に対して適切な放射線測定器を着用させ、次の各号に従い個人被ばく線量を測定しなければならない。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難な場合は、計算によってこれらの値を算出することとする。

一 放射線の量の測定は外部被ばくによる線量について行うこと。

二 測定は胸部(女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。ただし、合理的な理由があるときはこの限りでない。))にあっては腹部)について1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量について行うこと。

三 前号のほか頭部及びけい部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大たい部から成る部分のうち、外部被ばくが最大となるおそれのある部分が、胸部及び上腕部から成る部分(前号において腹部について測定することとされる女子にあっては腹部及び大たい部から成る部分)以外の部分である場合は当該部分についても行うこと。

四 人体部位のうち外部被ばくが最大となるおそれのある部位が頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部及び大たい部以外である場合は、前2号のほか当該部位について70マイクロメートル線量当量について行うこと。

五 放射性同位元素を誤って摂取した場合又はそのおそれのある場合は、内部被ばくについても測定を行うこと。

六 測定は管理区域に立ち入る者について、管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。ただし、一時立入者については、外部被ばくの実効線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれのあるときに行うこととする

七 次の項目について測定の結果を記録すること。

イ 測定対象者の氏名

ロ 測定をした者の氏名

ハ 放射線測定器の種類及び型式

ニ 測定方法

ホ 測定部位及び測定結果

八 前号の測定結果については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子にあつては出産までの間、毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに集計し記録すること。

九 第7号の測定結果から実効線量及び等価線量を算定し、次の項目について記録すること。

イ 算定年月日

ロ 対象者の氏名

ハ 算定した者の氏名

ニ 算定対象期間

ホ 実効線量

ヘ 等価線量及び組織名

十 前号の算定は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子にあつては出産までの間、毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに行い記録すること。

十一 第9号による実効線量の算定の結果、4月1日を始期とする1年間についての実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、次号に定める期間の累積実効線量（第9号により4月1日を始期とする1年間ごとに算定された実効線量の合計をいう。）を集計し、次の項目について記録すること。

イ 集計年月日

ロ 対象者の氏名

ハ 集計した者の氏名

ニ 集計対象期間

ホ 累積実効線量

十二 前号の集計は、平成13年4月1日以後5年ごとに区分した期間のうち、4月1日を始期とする1年間の実効線量が20ミリシーベルトを超えることとなった1年間を含む期間について、当該1年間以降、毎年度行い記録すること。

2 施設長は、前項第7号から第12号までの測定の結果を記録し、取扱主任者の検認を受けた上、所属部局長に報告しなければならない。

3 施設長は、鹿田施設職員について、前項の記録の写しを記録の都度本人に交付するとともに、永久に保存しなければならない。

4 施設長は、鹿田施設職員について、第1項第7号から第12号までの報告を他部局から受けたときは、記録の写しをその都度本人に交付するとともに、永久に保存しなければならない。

(教育訓練)

第25条 施設長は、取扱等業務に従事する者に対して、次の表に掲げる項目及び時間数についての教育及び訓練を実施しなければならない。



項 目	時間数
放射線の人体に与える影響	30分以上
放射性同位元素等の安全取扱い	4時間以上
放射線障害防止に関する法令	1時間以上
放射線障害予 防規程等	30分以上

- 2 取扱等業務に従事する者は、前項に定める教育及び訓練を、初めて管理区域に立ち入る前又は取扱等業務を開始する前に受けなければならない。
  - 3 管理区域に立ち入った後又は取扱等業務を開始した後にあっては、1年を超えない期間ごとに教育及び訓練を受けなければならない。
  - 4 前2項の規定にかかわらず、第1項の表に掲げる項目の一部又は全部について十分な知識及び技能を有すると施設長が認めた者については、当該項目についての教育及び訓練を省略することができる。
  - 5 施設長は、管理区域に一時的に立ち入る者を一時立入者として許可する場合は、当該立入者に対して放射線障害の発生を防止するために必要な教育を実施しなければならない。
  - 6 教育及び訓練の実施については、委員会が企画する。  
(健康診断)
- 第26条 所属部局長は、放射線業務従事者等に対し、次に定める健康診断を実施し、その結果を記録しなければならない。
- 2 健康診断の方法は、問診及び検査又は検診とする。
  - 3 問診は、次の事項について行う。
    - 一 放射線（1メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線及びエックス線を含む。次号において同じ。）の被ばく歴の有無
    - 二 被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容、期間、線量、放射線障害の有無その他放射線による被ばくの状況
  - 4 検査又は検診は、次の部位及び項目について行う。
    - 一 末しょう血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率
    - 二 皮膚
    - 三 眼
  - 5 健康診断の実施時期は、次のとおりとする。
    - 一 放射線業務従事者に対し、初めて管理区域に立ち入る前
    - 二 管理区域に立ち入った後にあっては、その業務に従事した後6月（前項第2号及び第3号に掲げる項目に限り3月）を超えない期間ごと。
    - 三 前号の規定にかかわらず、次の一に該当するときは、遅滞なく、その者につき健康診断を行うこと。
      - イ 放射性同位元素を誤って吸入摂取し、又は経口摂取したとき。
      - ロ 放射性同位元素により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染を容易に除去することができないとき。
      - ハ 放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染され、又は汚染されたおそれのあるとき。

ニ 実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれのあるとき。

6 初めて管理区域に立ち入る前に行う健康診断の場合を除き、第4項に掲げる検査項目及び部位については医師が必要と認める場合に限る。

7 所属部局長は、次の各号に従い健康診断の結果を記録しなければならない。

- 一 実施年月日
- 二 対象者の氏名
- 三 健康診断を実施した医師名
- 四 健康診断の結果
- 五 健康診断の結果に基づいて講じた措置

8 所属部局長は、健康診断の結果を健康診断の都度その記録の写しを本人に交付するとともに永久に保存しなければならない

(放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する措置)

第27条 取扱主任者又は健康管理主任者は、放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者を発見したときは、直ちに施設長に通知するものとする。

2 施設長は、前項の通知を受けたときは、取扱主任者又は健康管理主任者の指示に基づき、取扱時間の短縮、取扱いの制限等について必要な措置を講じなければならない。また、その結果を所属部局長及び委員会に報告するものとする。

(記帳)

第28条 施設長は、受入れ、払出し、使用、保管、運搬、廃棄、自主点検並びに教育及び訓練に係る帳簿を備え、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 受入れ又は払出しに係る放射性同位元素の種類及び数量
- 二 放射性同位元素の受入れ又は払出しの年月日及びその相手方の氏名又は名称
- 三 使用(詰替えを除く。以下この項において同じ。)に係る放射性同位元素等の種類及び数量(放射線発生装置では時間、線種、エネルギー等)
- 四 放射性同位元素等の使用の年月日、目的、方法及び場所
- 五 放射性同位元素等の使用に従事する者の氏名
- 六 保管に係る放射性同位元素の種類及び数量
- 七 放射性同位元素の保管の期間、方法及び場所
- 八 放射性同位元素の保管に従事する者の氏名
- 九 鹿田施設の外における放射性同位元素等の運搬の年月日、方法及び荷受人又は荷送人の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称
- 十 廃棄に係る放射性同位元素等の種類及び数量
- 十一 放射性同位元素等の廃棄の年月日、方法及び場所
- 十二 放射性同位元素等の廃棄に従事する者の氏名
- 十三 鹿田施設の点検の実施年月日、点検の結果及びこれに伴う措置の内容並びに点検を行った者の氏名
- 十四 鹿田施設に立ち入る者に対する教育及び訓練の実施年月日、項目並びに当該教育及び訓練を受けた者の氏名

2 帳簿は、毎年3月31日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日等に閉鎖し、閉鎖後5年間保存しなければならない。

(盗難等の予防措置)

第29条 施設長は、放射性同位元素の盗難及び所在不明等の防止のために、鹿田施設における管理体制の整備、充実を図り、必要に応じて次の各号に掲げる予防措置を講じなければならない。

- 一 照明装置の設置又は活用
  - 二 警報装置の設置又は活用
  - 三 退庁時の保管状況の確認
  - 四 勤務時間外における使用の規制及び巡視の強化
  - 五 その他盗難予防上必要な措置
- 2 盗難及び所在不明等の事態を発見した者は、直ちに取扱主任者及び関係者に通報しなければならない。
  - 3 前項の通報を受けた者は、直ちに状況の把握に努めるとともに施設長、関係者及び関係機関に連絡しなければならない。
  - 4 施設長及び取扱主任者は、応急の措置を講じなければならない。
  - 5 施設長は、盗難及び所在不明等の事態が生じたときは、直ちに学長に報告しなければならない。

(地震等の災害時における措置)

第30条 地震、火災等の災害が起こった場合には、放射線業務従事者等は、施設長が別に定める災害時の連絡通報体制に従い、関係者及び関係機関に連絡しなければならない。

- 2 点検担当者は、第12条に定める自主点検を臨時に行い、その結果を取扱主任者、取扱副主任者又は関係者に報告しなければならない。
- 3 前項の報告を受けた者は、直ちに施設長に報告しなければならない。
- 4 施設長は、第2項に定める点検の結果を直ちに学長に報告し、学長を経由して遅滞なく原子力規制委員会に、その他必要事項を関係機関に届け出なければならない。

(危険時の措置)

第31条 前条に定めるもののほか、放射線障害が発生し、又は発生するおそれのある事態を発見した者は、直ちに避難警告等応急の措置を講じ、災害の拡大の防止に努めるとともに取扱主任者、取扱副主任者又は関係者に通報しなければならない。

- 2 前項の通報を受けた者は、直ちに災害の防止に努めるとともに施設長、関係者及び関係機関に連絡しなければならない。
- 3 施設長及び取扱主任者は、応急の措置を講じなければならない。
- 4 施設長は、第1項に定める事態が生じたときは、直ちに学長に報告し、学長を経由して遅滞なく原子力規制委員会に、その他必要事項を関係機関に届け出なければならない。

(報告)

第32条 施設長は、次の各号に掲げる場合は、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する措置を10日以内に、学長を経由して原子力規制委員会に報告しなければならない。

- 一 放射性同位元素の盗難又は所在不明が発生したとき。
- 二 気体状の放射性同位元素等を排気設備において浄化し、又は排気することによって廃棄した場合において、排気口の濃度が濃度限度を超えたとき又は鹿田施設の境界の外における線量が線量限度を超えたとき。
- 三 液体状の放射性同位元素等を排水設備において浄化し、又は排水することによって廃棄した場合において、排水口の濃度が濃度限度を超えたとき又は鹿田施設の境界の外における線量が線量限度を超えたとき。
- 四 放射性同位元素等が管理区域外で漏えいしたとき。
- 五 放射性同位元素等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。
  - イ 漏えいした液体状の放射性同位元素等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。
  - ロ 気体状の放射性同位元素等が漏えいした場合において、空气中濃度限度を超える

おそれがないとき。

六 鹿田施設内の人が常時立ち入る場所の線量並びに鹿田施設の境界及び鹿田施設内の人が居住する区域における線量が線量限度を超え、又は超えるおそれがあるとき。

七 放射性同位元素等の取扱いにおける計画外の被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては5ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては0.5ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれがあるとき。

八 放射線業務従事者について実効線量限度及び等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。

(定期報告)

第33条 施設長は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号)第39条第3項の規定に基づく報告書を毎年6月30日までに、学長を経由して原子力規制委員会に提出しなければならない。

(法等に違反した者の措置)

第34条 取扱主任者は、放射線業務従事者が、法その他の関係法令又はこの規程に著しく違反したときは、施設長に報告するものとする。

2 施設長は、前項の報告を受けたときは、委員会に諮り、第10条に定める許可を取り消すことができる。

(雑則)

第35条 この規程に定めるもののほか、鹿田施設における放射線障害の防止に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年5月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年9月29日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年3月31日から施行し、平成22年10月5日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月28日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。



別表第2 自主点検表

区 分	点 検 細 目	頻 度
施設の位置等	地崩れのおそれ 浸水のおそれ 周囲の状況	6月に1回
主要構造部等	構造及び材料	同 上
管理区域	区画及び閉鎖設備 床・壁等の構造，表面仕上げの状況 標識の劣化，破損等	同 上
作業室	床・壁等の構造，表面仕上げの状況 室内の空気の流れ 放射線測定器の動作（密封使用室） 標識の劣化，破損等 インターロック，自動表示装置の状況	同 上
汚染検査室	床・壁等の構造，表面仕上げの状況 洗浄設備及び更衣設備 放射線測定器 除染器材及び除染剤 標識の劣化，破損等	同 上
貯蔵室	構造及び材料 しゃへい物の状態 閉鎖設備の状況 標識の劣化，破損等	同 上
貯蔵容器	放射性同位元素の貯蔵状況 汚染防止の受け皿及び容器の状況 標識の劣化，破損等	同 上
保管廃棄設備	床・壁等の構造 しゃへい物の状態 保管廃棄容器の劣化，破損等 閉鎖設備の施錠等 標識の劣化，破損等	同 上
排気設備	構造及び材料 排気浄化装置 排風機 排気ダクト，ダンパー ガスモニターの動作 標識の劣化，破損等	同 上
排水設備	構造及び材料 貯留槽の状況 排水管・バルブ・ポンプの状況 水モニターの動作 標識の劣化，破損等	同 上
焼却設備	構造及び材料 焼却炉の状況 安全装置 排風機 排気ダクト 灰及び気体の飛散の有無 標識の劣化，破損等	同 上

